

平成25年12月愛荘町議会定例会会議録

**議 事 日 程 (第2号)**

平成25年12月5日(木) 午前9時00分開議

- 日程第 1 同意第 6号 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 2 同意第 7号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 3 議案第80号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第81号 愛荘町立郷土の偉人館・西澤眞藏記念館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第82号 滋賀県市町土地開発公社の解散について
- 日程第 6 議案第83号 愛知郡広域行政組合で共同処理する事務及び規約の変更に  
ついて
- 日程第 7 議案第84号 東近江行政組合の規約の変更について
- 日程第 8 議案第85号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定の変更について
- 日程第 9 議案第86号 愛荘町体育施設の指定管理者の指定につき議決を求める  
ことについて
- 日程第10 議案第87号 愛荘町立郷土の偉人館・西澤眞藏記念館の指定管理者の指  
定につき議決を求めることについて
- 日程第11 議案第88号 平成25年度愛荘町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第12 議案第89号 平成25年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3  
号)

---

**本日の会議に付した事件**

日程第1から日程第11

- 追加日程第 1 報告第 6号 議会改革特別委員会の報告について
- 追加日程第 2 報告第 7号 公共施設等のあり方に関する調査・研究特別委員会の  
報告について
-

## 出席議員（16名）

1番 伊谷正昭君	2番 嶋中まさ子君
3番 城貝増夫君	4番 高橋正夫君
5番 外川善正君	6番 徳田文治君
7番 村木嘉博君	8番 河村善一君
9番 西澤久仁雄君	10番 小杉和子君
11番 吉岡ゑみ子君	12番 瀧すみ江君
13番 森隆一君	14番 竹中秀夫君
15番 辰己保君	16番 本田秀樹君

## 欠席議員（なし）

---

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村西俊雄君	副町長	宇野一雄君
教育長	藤野智誠君	住民福祉主監	西川都々子君
総務主監	杉本幸雄君	管理主監	北川孝司君
収納管理主監	上林忠恭君	総合政策主監	林定信君
環境対策主監	飯島滋夫君	教育次長	小杉善範君
教育主監	松藤美保子君	産業建設主監	北川元洋君
教育振興課長	青木清司君	総務課長	中村治史君
福祉課長	岡部得晴君	建設・下水道課長	中村喜久夫君
生涯学習課長	山本隆男君	健康推進課長	酒井紀子君
子ども支援課長	川村節子君	商工観光課長	広瀬猛君

---

## 事務局職員出席者

議会事務局長	徳田幸子	書記	宮崎淳
--------	------	----	-----

開議 午前9時00分

### ◎開議の宣告

○議長（本田秀樹君） 皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦労さまでございます。本日は議案の審議となっておりますので、議員各位の活発なご意見を賜りたいと、このように思っております。また、議事の運営につきましても、皆様のご協力のほどよろしくをお願いをいたしたいと思っております。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（本田秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

### ◎同意第6号の上程、説明、採決

○議長（本田秀樹君） それでは議事に入ります。

日程第1、同意第6号 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長（村西俊雄君） おはようございます。それでは、同意第6号 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明をいたします。

監査委員は、地方自治法の規定によりまして、2人の委員で組織し、代表監査委員の任期は4年であります。今般、山本憲宏議員の任期が3月31日をもって満了いたしますが、本氏は近江八幡市安土町西老蘇58番地3にお住いで、監査委員として優れた知識を有する方であり、引き続き監査委員をお願いしようとするものでございます。つきましては、地方自治法第196条の規定によりまして、議会の同意をお願いするものであります。

任期は、平成26年4月1日より4年となっております。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） お諮りします。本定例会に人事案件2件が提案されております。人事案件については質疑・討論を省略しますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、人事案件については質疑・討論を省略します。

人事案件につき質疑・討論を省略し、これより同意第6号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、同意第6号 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

---

### ◎同意第7号の上程、説明、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第2、同意第7号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） 同意第7号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めらることについて、ご説明させていただきます。

公平委員会の委員は、地方公務員法の規定によりまして、3人の委員で組織し、その任期は4年であります。今般、3人のうち前川政美委員の任期が3月31日をもって満了いたしますので、その後任に愛荘町蚊野146番地にお住いで、昭和23年3月1日生まれの北村太郎さんを選任いたしたく、地方公務員法第9条の2の定めにより議会の同意をお願いするものであります。

任期は、平成26年4月1日より4年となっております。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 人事案件につき質疑・討論を省略し、これより同意第7号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、同意第7号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

## ◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第3、議案第80号 愛荘町特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 杉本幸雄君登壇〕

○総務主監（杉本幸雄君） それでは、議案第80号をご説明申し上げます。議案書  
3ページをご覧ください。なお、説明資料につきましては1ページから3ページでござ  
います。説明資料に基づいてご説明を申し上げますので、1ページをご覧ください。

今回、代表監査委員の任期満了に伴いまして、次期選任をお願いするにあたり、報  
酬の見直しをするものでございます。地方自治法第196条に基づき、監査委員の報酬  
を議会の同意を得て選任を行うものとされておりまして、平成18年2月13日、合  
併時に税理士をお願いをするということで、代表監査委員、識見を有する者、有資格  
者報酬は年額36万円、無資格者13万2,000円、議会選任は年間9万5,000円という  
ことで現在に至っておるところでございますが、近隣の調査をいたしましての参考と  
して、今回改定をお願いするものでございまして、代表監査委員には特に公認会計士  
の資格者をお願いしているということで、今回、有資格者報酬年額60万円、無資格  
者年額18万円、議会選任年額12万円に報酬の改定をお願いするものでございます。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。以上、よろ  
しくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより議案第80号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸  
君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第80号 愛荘町特別職  
の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、

原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第 8 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第 4、議案第 8 1 号 愛荘町立郷土の偉人館・西澤眞藏記念館条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

〔教育次長 小杉善範君登壇〕

○教育次長（小杉善範君） それでは、議案第 8 1 号 愛荘町立郷土の偉人館・西澤眞藏記念館条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。議案書 4 ページ、説明資料は 4 ページから 5 ページになります。説明資料の 4 ページをご覧ください。

条例の一部を改正する理由といたしまして、愛荘町立郷土の偉人館・西澤眞藏記念館は、指定管理により週 5 日、休館日を月曜日・火曜日として開館し管理運営をしているところでありますが、入館者は年々減少しており、平成 2 4 年の入館者は 631 人で、土曜日・日曜日が全体の 6 割を占めている状況であります。平成 2 5 年度末に現在の指定管理の期限を迎えることから、平成 2 4 年の入館者の状況および維持管理を考慮して、開館日を土曜日・日曜日の週 2 回に変更するものでございます。

5 ページの新旧対照表であります。第 4 条第 2 項第 1 号に休館日を定めており、現状では「毎週月曜日および火曜日」と定めているものを、「毎週月曜日から金曜日」に変更するものであります。

付則としまして、この条例は平成 2 6 年 4 月 1 日より施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより議案第 8 1 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第81号 愛荘町立郷土の偉人館・西澤眞藏記念館条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第5、議案第82号 滋賀県市町土地開発公社の解散についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

[総務主監 杉本幸雄君登壇]

○総務主監（杉本幸雄君） 議案第82号 滋賀県市町土地開発公社の解散についてをご説明申し上げます。説明資料の6ページからをご覧ください。

滋賀県市町土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的に、昭和49年9月1日に設立し現在に至っております。所期の目的を達成し、平成25年度をもってすべての事業が完了することから、平成26年3月31日をもって解散することにつき、議会の議決をお願いするものでございます。

公社の定款の抜粋をご覧いただきたいと思いますが、第27条におきまして「解散」の規定がございます。「この公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、設立団体の議会の議決を得て、滋賀県知事の認可を受けたときに解散する。」と規定をされております。

なお、第2項に「解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、第20条第2項の出資の額に応じて、それぞれ出資した地方公共団体に分配する。」とされております。

なお、「資産」につきましては、第20条の規定がございまして、「この公社の資産は、基本財産とする。第2項、「この公社の基本財産の額は、620万円とし、地方公共団体の出資の額は、別表第2のとおりとする。」ということで、18ページに記載がございましたように、愛荘町につきましては40万円の出資額で記載をされております。

なお、今後の公社の解散および清算手続き等の日程についての予定でございますが、7ページにございますように、平成25年10月4日に公社の理事会で解散同意の議

決がなされ、残余財産処分の議決がなされております。そして、清算人に甲賀市長が選任されております。

そして、12月に各構成団体議会で解散に関する議決をお願いをいたしまして、来年3月上旬に知事へ解散認可申請を行う予定になってございます。そして、4月1日には法務局へ解散および清算人就任登記の予定でございます。そして、4月上旬に県へ解散および清算人就任登記完了届を提出して、官報へ債権申出の公告、そして5月中旬には決算監査、そして7月中旬に清算監査、8月上旬に基本財産および残余財産の清算（送金）がなされ、8月上旬に口座閉鎖ということで清算事務完了となるわけでございます。

そして、8月下旬には法務局へ清算終了の登記、そして9月に各構成団体議会で平成25年度決算および清算の報告ということで完了となる予定でございます。

残余財産につきましては8ページにございまして、財産目録として、現金及び預金868万3,432円、内訳は基本財産620万円、現金が248万3,432円となっております。

その他につきましては全協で詳しくご説明申し上げたところでございますので、省略をさせていただきます。以上、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

**○議長（本田秀樹君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（本田秀樹君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（本田秀樹君）** 討論なしと認めます。

これより議案第82号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（本田秀樹君）** 起立全員であります。よって、議案第82号 滋賀県市町土地開発公社の解散については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（本田秀樹君）** 日程第6、議案第83号 愛知郡広域行政組合で共同処理す



る事務及び規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

[住民福祉主監 西川都々子君登壇]

**○住民福祉主監（西川都々子君）** それでは、議案第83号 愛知郡広域行政組合で共同処理する事務及び規約の変更について、ご説明いたします。議案書は6～7ページ、説明資料19・20ページをご覧ください。

改正理由といたしましては、東近江市と愛荘町が共同で実施してきました休日夜間の救急医療につきまして、旧愛知郡内医療機関の状況変化や、平成25年3月に策定された滋賀県保健医療計画に則り各市町の保健医療圏域（東近江保健医療圏域・湖東保健医療圏域）におきまして、休日急病診療の体制が整ったことによりまして、愛知郡広域行政組合が共同処理する事務のうち休日夜間診療に関する事務を削るものでございます。

要旨といたしまして、第3条中第3号を削り、第4号を第3号とするものでございます。

この規約は、平成26年4月1日から施行するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（本田秀樹君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

**○議長（本田秀樹君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

**○議長（本田秀樹君）** 討論なしと認めます。

これより議案第83号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（本田秀樹君）** 起立全員であります。よって、議案第83号 愛知郡広域行政組合で共同処理する事務及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（本田秀樹君）** 日程第7、議案第84号 東近江行政組合の規約の変更につ

いてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 杉本幸雄君登壇〕

**○総務主監（杉本幸雄君）** それでは、議案第84号 東近江行政組合の規約の変更についてをご説明申し上げます。

東近江行政組合の規約の変更につき議決を求めることについて、地方自治法第286条第1項の規定により、東近江行政組合規約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議するにつき、同法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

説明資料の21ページをご覧くださいと思います。休日急患診療所の設置及び管理運営に関する事務の共同処理ということでもまず1点目がございますが、休日急患診療所につきましては、愛荘町及び東近江市のうち、平成17年2月11日合併前の愛東町及び湖東町の地域を除いて共同処理をすることとなっていました。今回、東近江市との愛荘町で協議の結果、東近江市のうち旧愛東町及び旧湖東町の区域を加え共同処理をしていくことになったため、所要の改正を行うものでございます。

2点目といたしまして、火薬類取締法に関する市町が処理することとされた事務の共同処理でございまして、火薬類取締法等に基づく事務のうち、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の規定により市町が処理することとされた事務を、新たに東近江行政組合で共同処理を行うこととなったため、所要の改正を行うものでございます。

なお、これらについては別表の改正をするということでございます。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（本田秀樹君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（本田秀樹君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（本田秀樹君）** 討論なしと認めます。

これより議案第84号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第84号 東近江行政組合の規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第8、議案第85号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総合政策主監。

[総合政策主監 林 定信君登壇]

○総合政策主監（林 定信君） 議案第85号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定の変更について、説明をさせていただきます。

彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて。彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明資料30・31ページをご覧ください。湖東定住自立圏の形成に関する協定書に基づき、連携して取り組む政策分野および内容ならびに役割分担を定める規定について、彦根市との協議が整ったことから変更を行うものでございます。

彦根愛知犬上広域行政組合規約の一部を改正する規約が平成25年10月15日に施行され、彦根愛知犬上広域行政組合の事務に、湖東定住自立圏を構成する市町が共同で火葬業務を行うために新たに設置する火葬場の設置に関する事務が追加されたことから、連携して取り組む生活機能の強化に係る政策分野に「火葬場」の取組を新たに加えるものでございます。

内容といたしましては、第3条の第1号の「キ」に「火葬場」を設けまして、(ア)としまして取組の内容、(イ)としまして甲（彦根市）の役割、経費負担につきまして、(ウ)としまして愛荘町の経費負担について定めるものでございます。以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。15番、辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 15番、辰己です。定住自立圏形成協定の変更であるわけ

ですが、説明資料に述べられたように、3条に「共同し、または補完し合う政策分野」について補充するという意味での追加になるわけですが、しかし、先ほど来、町長から提案されてくる議案を見ても、一部事務組合での処理で、内容そのものはお互いに負担をするという内容であろうと思います。一部事務組合、行政組合で処理ができる、9月議会でそういう方向の処理をしているということが出ているわけです。

何が言いたいのかと言えば、広域行政組合は対等でいくわけです。この形成協定は、ご存じのように中心市と各町とが協定を結んでいくと。そこにあげなければならない理由というのは何なのか。そして、ここにあげることによって、火葬場業務が補助金が出るとかいうことになり得るのかどうか。そこにあまりメリットがないのなら、あえてここに、形成協定にあげることは、上下関係を協定を結びにいくということになります。対等であるならば広域行政組合でいいわけです。そこらの協議がなされたのかどうかということで答弁願います。

○議長（本田秀樹君） 総合政策主監。

○総合政策主監（林 定信君） 定住自立圏形成協定に加入することによりまして、今回の事業につきまして地域活性化事業債の活用が可能になります。これにつきましては事業費のうち起債対象となる分の9割が起債可能でございまして、また元利償還金の3割が交付税措置を受けることになりまして、こういうメリットもございまして、定住自立圏協定に加入するものでございます。

○議長（本田秀樹君） その協議がなされたのかという質問です。

○総合政策主監（林 定信君） 圏域会議で検討いたしまして、よろしく申し上げます。

勝手にとか、そういうことはないと思っています。共同で1市4町が進めるものでございますので、そういう懸念は及ばないかと思えますけど。

○議長（本田秀樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより議案第85号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸

君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第85号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定の変更については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第9、議案第86号 愛荘町体育施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

[教育次長 小杉善範君登壇]

○教育次長（小杉善範君） それでは、議案第86号 愛荘町体育施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて、ご説明させていただきます。議案書の12ページから13ページでございます。

愛荘町体育施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて、愛荘町体育施設の指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決をお願いするものであります。

1としまして、公の施設の所在地および名称であります。7施設ありまして、1つ目に、愛荘町蚊野甲100番地 愛荘町スポーツセンター、次に愛荘町長野1973番地 愛荘町ふれ愛スポーツ公園、次に愛荘町愛知川13番地7 愛荘町愛知川体育館、4番目に愛荘町愛知川13番地7 愛荘町愛知川武道館、次に愛荘町東円堂1484番地 愛荘町豊国運動公園、6番目に愛荘町沖地先 愛荘町宇曾川グラウンドゴルフ場、7番目に愛荘町川久保145番地 愛荘町中央スポーツ公園であります。

2として、指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名であります。(1) 所在地 滋賀県愛知郡I四丁町蚊野1692番地、(2) 名称 愛荘町体育協会 (3) 代表者 会長 宇野久七郎であります。

3、指定の期間であります。平成26年4月1日から平成31年3月31日までとなっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番、西澤久仁雄君。

○9番（西澤久仁雄君） 西澤久仁雄です。この指定管理が替わるということで、前

の指定管理者にふれ愛スポーツ公園の多目的広場のコンセント問題を、生涯学習課の方へ指定管理者から言われた。その工事が済んでいるのか、いないのか。

ということは、指定管理者はいくらかの金額までは指定管理者でも、それ以上は町がするというような規定があるらしいので、どうしても指定管理者に工事をしてもらえないという現状があります。前回起こりましたコンセント問題が解決してからなら指定管理をしていただいたらよろしいけど、それができてなかったら早急な工事が必要と思いますので、それが済んでからということですので、工事が済んだのか、済んでないのか、お伺いします。

○議長（本田秀樹君） 教育次長。

○教育次長（小杉善範君） 先にご質問いただきましたコンセントの関係であります  
が、現在、新年度において工事をさせていただくという予定をいたしておりますので、  
ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（本田秀樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより議案第86号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第86号 愛荘町体育施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第10、議案第87号 愛荘町立郷土の偉人館・西澤眞藏記念館の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

〔教育次長 小杉善範君登壇〕

○**教育次長（小杉善範君）** それでは、議案第87号 愛荘町立郷土の偉人館・西澤眞藏記念館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて、ご説明をさせていただきます。議案書 14 ページでございます。愛荘町立郷土の偉人館・西澤眞藏記念館の指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決をお願いするものであります。

1として、公の施設の所在地および名称であります、(1)所在地 愛荘町野々目72番地3、(2)名称 愛荘町立郷土の偉人館・西澤眞藏記念館。

2としまして、指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名であります、(1)所在地 愛荘町野々目、(2)名称 野々目自治会、(3)代表者 区長 門田敏幸であります。

3、指定の期間であります、平成26年4月1日から平成31年3月31日までであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**議長（本田秀樹君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（本田秀樹君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（本田秀樹君）** 討論なしと認めます。

これより議案第87号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（本田秀樹君）** 起立全員であります。よって、議案第87号 愛荘町立郷土の偉人館・西澤眞藏記念館の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

○**議長（本田秀樹君）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前9時39分

再開 午前9時41分

○**議長（本田秀樹君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（本田秀樹君） お諮りします。ただいま報告2件が提出されました。これを日程に追加し直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、報告2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

### ◎報告第6号の上程、報告、質疑

○議長（本田秀樹君） 追加日程第1、報告第6号 議会改革特別委員会の報告についてを議題にします。

本案について議会改革特別委員会委員長の報告を求めます。15番、辰己 保君。

〔15番 辰己 保君登壇〕

○15番（辰己 保君） 報告第6号 議会改革特別に委員会の報告について申し上げます。議会改革特別委員会から、愛荘町議会会議規則第47条第2項の規定により、議会改革特別委員会から報告を行います。

平成25年11月26日

愛荘町議会 議長 本田秀樹様

「議会改革特別委員会の報告」

議会改革特別委員会 委員長 辰己 保

議会改革特別委員会より、議会改革に関する調査・研究内容について、愛荘町議会会議規則第47条第2項の規定により報告をおこないます。

議会改革特別委員会は、平成23年4月に議員から「議会改革の取り組みを求める要望書」が出され、同年6月1日の議員全員協議会において「要望書」を協議した。協議の結果、議員全員による「議会改革検討協議会」および「議会改革検討作業部会」を設置した。

議会改革検討部会の調査・研究の成果を生かし、平成24年3月議会において、議会改革を本格的に進めるため「議会改革に関する調査・研究」を目的に「議会改革特別委員会」の設置を全議員の賛同により可決した。

議会改革特別委員会は、住民の議会に対する意向調査を行う「住民アンケート」を実施するとともに近江八幡市議会が実施している「議会報告会」に全議員が参加する研修をおこなった。



住民アンケートは、無作為に町民 2,000 人を抽出し発送した。アンケートの結果は、650 人からの回答を得ることができた。住民アンケートの集約は、議会広報「あいしよ」特別号を発行して報告した。

特別委員会は、住民アンケートに寄せられたご意見を真摯に受け止め「議会の役割」「議員の責務」などについて協議をした。また、全議員による「あなたの考える議会改革」をテーマにした自由討論を実施した。

こうした協議と自由討論を通して、「政策形成過程の説明と資料提供」「提案・提言できる議会づくり」「議員間討論の機会を増やす」「委員会活動の活性化」「町民への議会報告会」等々、当町議会が抱える課題が多岐にわたることを共通認識することができた。

議員各位の「議会改革の思い」をすすめていくには、議会基本条例と併せて運用基準をつくり上げる必要性を痛感した。

以上の経緯から、議会基本条例の制定を目指す上での審議・調査が必要と判断した。よって、平成 25 年 3 月議会において特別委員会の設置期間を平成 25 年 12 月まで延長することを議決していただいた。

議会改革特別委員会の二期目は、議会基本条例（案）のたたき台の審議を中心にすすめ、5 月 17 日、大学教授による議会基本条例（案）の聴講を全議員がした。

教授は、愛荘町は議会基本条例をつくろうとしているのか、議会改革条例をつくろうとしているのかの監修を受け、同時に、大学教授は「議会基本条例の先進市町の例が悪いのだ」と、付け加えられた。

8 月には、特別委員会委員と議長 7 名は、議会基本条例（案）をもって、地方議会研究会の先生との勉強会を全国町村会館にておこなった。先生は、「私は、議会基本条例をつくることに反対だ。基本条例は、議会改革の始発になっていない。制定した議会のほとんどが終着になっている」と、基本条例をつくった議会の現状を話された。同時に、先生は、「基本条例ではなく議会改革をもっと進めるべきだ」と、基本条例をつくる議会に到達していない議会の現状を直視する必要があることを示唆した。

先生方の勉強会を通して、議会改革を積み上げていくことに重点を置くことにした。委員会では、その観点から議会改革条例（案）を作成し、議員全員協議会での審議をおこない幾度となく修正作業を繰り返した。

なお、修正した議会改革条例（案）を 10 月下旬に地方議会研究会の先生に送付し

でチェックを受けた。先生の指摘事項に基づき修正作業をおこない、11月26日、「議会改革条例（案）」を仕上げるに至った。

以上、議会改革特別委員会等での審議の経緯を報告し、「議会改革条例（案）」を添付して提出しております。同条例（案）は、12月中旬より約1か月間、パブリックコメントをおこない、町ホームページに掲載させていただきます。

なお、今日まで40回の委員会を開催したことを申し添えて、委員長報告といたします。

**○議長（本田秀樹君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（本田秀樹君）** これで質疑を終わります。

これで報告第6号を終わります。

---

### ◎報告第7号の上程、報告、質疑

**○議長（本田秀樹君）** 追加日程第2、報告第7号 公共施設等のあり方に関する調査・研究特別委員会の報告についてを議題にします。

本案について公共施設等のあり方に関する調査・研究特別委員会の委員長の報告を求めます。1番、伊谷正昭君。

〔1番 伊谷正昭君登壇〕

**○1番（伊谷正昭君）** 報告第7号 公共施設等のあり方に関する調査・研究特別委員会の報告について。公共施設等のあり方に関する調査・研究特別委員会から、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告が提出されましたので、別紙のとおり報告いたします。

平成25年12月5日

愛荘町議会議長 本田秀樹

愛荘町議会議長 本田秀樹様

公共施設等のあり方に関する調査研究特別委員会委員長 伊谷正昭

公共施設等あり方に関する調査・研究特別委員会の最終報告書

公共施設等のあり方に関する調査・研究特別委員会の調査・研究が終了いたしましたので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

本委員会は、地方自治法第110条および愛荘町議会委員会条例第5条に基づき、平

成24年9月21日に議提第7号として上程議決され、特別委員会が設置をされたものであります。

設置目的として、愛荘町の公共施設および用地を活かすための調査・研究を行い、適正配置、運営主体の適否、効果的な運営方策、利用率の向上策などを含めた方向づけ、活性化するための有効な整備計画と、住民福祉向上のための方向性を示すものであります。

それぞれの施設等の現地調査と担当課の意見を求め、各施設等の現状と課題の方向づけを踏まえつつ、住民のニーズに対応できるそれぞれの施設のあり方についての調査・研究を行い検討いたしました。

平成25年2月13日付けで本特別委員会の中間報告を議長ならびに執行部に提出し、今回最終報告書を別紙のとおり提出をいたします。

#### 公共施設等のあり方に関する調査・研究特別委員会の最終報告書

報告書作成に当たり、11カ所の公共施設等において、現地調査と、担当課より現況計画および進捗状況の報告を受け、委員寄りの意見と提言を求めながら、特別委員会を20回開催し、慎重に議論を重ねてきた。

今回の公共施設等のあり方についての調査・研究をした施設は、①旧愛知川警部交番、②町営住宅豊満団地跡地、③町営住宅豊満南団地跡地、④町営住宅沓掛団地跡地、⑤町営住宅長野団地跡地、⑥町営住宅愛知川団地跡地、⑦町立つくし保育園、⑧町立愛知川幼稚園（旧愛知川給食センター）、⑨香之庄地先町有地、⑩秦荘公民館跡地、⑪湖東三山S I C地域活性化施設、以上であります。

#### ①旧愛知川警部交番。

事業計画として、町長より下命を受けた町職員による旧愛知川警部交番利活用検討委員会の報告によると、外郭団体等の事務所、各種活動備品置き場、防災用備蓄品保管庫などに使用貸借し、使える部屋を対象に使用に支障をきたさない程度で、最低限の費用をもって改修を行い、当分の間（概ね5年間）貸すことである。

2. 秦荘町者の3回の旧町史編纂室の資料室、会議室、備品倉庫、旧議場を管理課担当の説明を受けながら現地調査をする。

提言。公共施設等のあり方特別委員会として平成25年2月13日付けの中間報告と併せて次の提言をする。

1. 旧愛知川警部交番の建物を外郭団体等に貸すために、無駄な建築・設備改修費

用をかける必要はない。外郭団体等に貸す必要があれば、秦荘庁舎3階の空き部屋を貸す方法もある。

2. 現在、農林振興課・商工観光課は秦荘庁舎に、建設・下水道課は愛知川庁舎、農林建設主監は秦荘庁舎に配属している。また、住民福祉主監管轄の福祉課・地域包括支援センターは秦荘庁舎に、住民課・環境対策課・子ども支援課・健康推進課は愛知川庁舎にあり、主監は愛知川庁舎に配属している。主監管轄は業務の効率化と町民本位のサービスさらに利便性を考え、一本化にまとめることが先決であるとする。旧愛知川警部交番の建物を外郭団体などに貸すことをありきではなく、現状の役場機能と将来の住民福祉サービス向上のために、今、何をするか議論を高め努めることが大事であるとの考えに至る。

#### ②町営住宅豊満団地跡地。

事業計画。町有地に水路が縦断し、敷地が二分されている。町有地の有効な土地利用を図るために、水路の付け替え工事を行う。そのためには官民境界画定が必要である。しかし、官民境界画定の立会は終えたが、調印の捺印がもらえない。水路の付け替え計画において、神社総代理員の条件等が合わないことなどにより、未だに調印に至らない。

提言。計画の解決策として、発想を変えて2案の提言を行う。

1案は、水路の付け替えを前提とせず、長年の懸案でもある神社前の町道の危険箇所である道路線形の見直しを行う。旧団地の手前から敷地の一部を取り込み、大きな曲線の道路線形を南側へ見通しの良い線形計画とし、神社側と地元自治区との協議を先行すべきと考える。

第2案、水路の付け替え計画をせず、現業水路の法線を部分修正程度の改修にとどめ、水路の南側土地への進入路確保と水路横断橋を設置する計画とし土地利用を図る。水路の北側・南側土地は町の将来の公共用地として確保する方法。

#### ③町営住宅豊満南団地跡地。

事業計画。地元自治区の公園用地等の買い取り希望があり、そのためには敷地周りの道路整備を行うとともに、上下水道工事を先行し、道路拡幅工事を行う。

提言。1. 地元自治会が町営住宅跡地を買取する場合、条例のとおり50%の軽減価格で売却する。2. 豊満区のグラウンド等の目的である場合は、敷地の中で駐車場を確保する条件を提示し、道路に駐車しないということを自治会と町において書面で交

わすこと。3. 敷地周りの新設道路の3路線を町道として認定できるような道路構造基準にしておくこと。4. 隣接の既設公園(530㎡)を豊満国売却の打診をする。希望をしてないときは、一般公募で売却をする。5. 排水計画として、敷地全体の排水計画を立て、下流排水路の流下能力を検討し、不可の場合は団地内で調整機能を設けること。

#### ④町営住宅沓掛団地跡地。

事業計画。敷地の四方は道路整備をそれぞれ計画し、道路で囲まれた土地は、愛知川小学校の行事等に利用できる専用駐車場としての整備を行う。

提言。1. 忠魂碑付近の土地については進入路・通学用歩道を確保し、残地を近隣住宅地等の駐車場(有料)として整備をすること。2. 道路計画は、小学校への進入路は車道・歩道(通学用)を分離し、車道と歩道は段差なく、境界ブロック等により区切る構造とし、敷地の南・西側を新設道路計画し、北側の県道側は歩道拡幅計画とし、それぞれ整備すること。3. 敷地内の道路はすべて町道認定を受けられる構造基準とすること。4. 駐車場はアスファルト舗装を行い、区画はラインではなく四隅のみの表示とし、車止めは設けないなどの工夫を行い、このような考えに立ち、小学校専用駐車場以外にも地域の公に利活用できるように多目的利用を図る。5. この駐車場は日常の利用度が少ないため、維持管理のしやすい施設構造に努めること。6. 敷地全体(約4,000㎡)の雨水排水計画を立て、流末排水路の流下能力を検討するとともに、周辺の雨水対策も考慮すること。7. 県教職員住宅跡地(解体済みで更地)を一般売却できるように、その敷地が法的クリアする進入道路計画とする。

#### ⑤町営住宅長野団地跡地。

事業計画。道路に囲まれた2区画(832㎡+739㎡)計1,571㎡を一般公募による売却の予定である。

提言。1. 団地内の1路線は、既に町道に認定をされているが、他の2路線も町道認定を受けること。2. 調整池の周りは安全柵と、管理に必要な門扉等を設置し、安全対策に努め、既設スロープは撤去すること。3. 町道中宿川原線の不飲川沿いの拡幅整備計画の位置づけ計画を町において提示をすること。

#### ⑥町営住宅愛知川団地跡地。

事業計画。地元大字愛知川区の公民館用地を確保し、残りの土地は一般売却予定地として整備。残りの奥の土地を一括売却予定地とする。

提言。1. 団地入口部の既設防火水槽・ごみ集積場・防災倉庫の配置を再検討し、公民館用地及び駐車場の大きさを考慮すること。2. 進入路は町道基準に合うような構造とし、一般売却予定地を法的にクリアし、鉄道に並行な道路を将来的な計画として考慮することを売却時の条件とすること。3. 団地全体を考えた排水計画を立て、下流水路等の流下能力を検討し、雨水対策を最大限考慮すること。4. 公民館・駐車場用地の確保について、大字愛知川区と買い取りの期限を定める確約条件として明記をする。

#### ⑦町立つくし保育園。

事業計画。現敷地・園舎は狭隘で園舎・設備が老朽化となり、一日も早い改築計画の中で隣接での用地確保が困難なため、近くの田圃（8,944 m<sup>2</sup>）を地権者・地元の協力で買収の目途がつき、農業振興地域（青地）の解除申請をし、基本計画に基づき関係諸署庁と協議を行い、造成・建物・設備設計を実施し、並行して農地転用申請許可、造成工事等の工程で進められる予定である。平成28年保育園の開園に向けて取り組んでいる。

提言。1. つくし保育園は乳幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、社会動向、保育ニーズに見合う保育園の整備はもちろんであるが、あわせて地域の子育て支援拠点事業の展開を行う。この地域は浸水予想がされ、地域住民の安全・安心の場を確保するための避難所の整備が急務である。

避難所の考え方は二通りの案が考えられる。保育園全体を対象とすれば、建物部分を全体に一定の高さに盛土する。また、避難所を地域交流室・会議室及び備品倉庫など特定の施設を考えるなら、その建物部分を一定の高さに盛土をする計画とする。

2. 雨水排水は敷地及び流域全体の洪水時調整池の水理士により、下流水路の流下の能力を検討上、敷地内に調整池機能を設ける。調整池を設ける一案として駐車場に貯める方法と、駐車場及び敷地内の排水路断面を大きく設定し、そこに貯める方法も考えられる。

3. 保育園予定敷地の東隣接地（既造成地）は、近い将来どのようなものが建つかわからない。隣接の建物・施設によって保育園の環境が大きく変わることも予測をしなければならない。基本配置計画を見る限り、隣接地との距離が少ないように思われる。このようなことから保育園の将来を展望し、隣接土地の先行投資の買収計画を今考慮されてはどうか。

#### ⑧町立愛知川幼稚園。

事業計画。旧給食センターの土地を現愛知川幼稚園のグラウンド拡張に伴い、一体化利用の計画とする。両土地の間に土地改良区の開水路敷き(幅 5.0m)を暗渠化(BOXカルバート)とし、その上部はグラウンド仕様に仕上げる。東側隣地の住宅側はグラウンドの防塵対策及び防音対策を考えられる。

提言。グラウンドを一体化するには暗渠化が必要であり、暗渠化には水路管理者の同意が不可欠であり、また、暗渠化を約 60m全面にする場合は、水路の維持管理しやすいよう途中に点検口を設ける必要がある。2. 維持管理については、土地改良区及び地元自治会との覚書も添えることが必要である。3. 東側隣地より約 30mの幅で芝生化し、園児が裸足で遊べる健康的なグラウンド活用のできる芝生広場の整備を行う。

#### ⑨香之庄地先町有地(自然観察の森整備)。

事業計画。敷地中央の道の北側の区域で、個人所有地を除く町有地において、私有地からトラブルにならない一定の距離を置いた区域を、昆虫など生育できる自然観察の森の環境整備をする。そのうち北西の位置に既存水路、約 100mを自然な溝に土砂が崩れない程度の丸太杭・板で水路整備し、散策路は地面から 30 cm位上げ、杭と板の構造の散策路を整備する。材料は森林組合から調達、施工は地元で、樹木の樹名札については地元小学校の生徒による地元協働参加型を考えている。駐車場は砂利か、チップ材料の舗装を計画し、次年度以降は地元・学校などの活用には一定のメニューを持って活用を働きかけ、管理については検討中である。

提言。1. 「自然観察の森」には子どもから大人までの不特定の人が来場されるので、便所は必ず必要である。設置案として、「香之庄草の根公園」の一角に便所を町が設置をし、管理は地元委託する。2. あらゆる施設などの設置については、安全対策に努めること。

#### ⑩秦荘公民館跡地。

事業計画。旧公民館を解体した後は、当初は芝生広場でゲートボール場・グラウンドゴルフ場などの計画であり、管理運営は指定管理者制度であったが、今後は地元地域と協議をしながら、計画・管理・運営などを決めていく。

提言。1. 地域(蚊野区を含む周辺地域の自治会)の地域運営委員会を立ち上げ、活用については委員会で検討をする。

#### ⑪湖東三山S I C地域活性化施設。

現状・事業計画。農家レストラン・コミュニティビジネス・かまどの3つのキーワードで、店舗形態・営業形態・運営懈怠を地域ブランド化し、観光の振興を図る拠点として地域情報の発信により町民と来訪者との交流を促進し、地域の農林水産物の提供及び伝統工芸品等の特産品の販売による地域産業の振興施設を整備する。この施設は施設利用者へ飲食物の加工・提供を行い、食品衛生管理や調理人を確保、食材の仕入れなどの経営ノウハウと経費の面から町が直接運営することは困難であることから、施設運営を秦荘観光協会に指定管理者制度の活用が適当であるとの町の見解である。

活性化施設として他にない施設をつくるということで、地元食材を特化したレストラン、コミュニティビジネスということで地域の人たちが事業をしていく地域密着型ビジネスの場所にしていく目玉商品を他と違う「かまど」という地域ブランドをしていく計画である。施設の運営については、いまだ骨格が決まってない状況である。

提言。1. 計画図を見てもわかるように、駐車場が狭い、大型車駐車スペースが少ない。どのように考えているのか。2. この施設への利用者のターゲットは国道307号からというなら、上下線とも出入りがしにくい。また、多賀方面からの活性化施設への誘導的な案内表示をすること。3. 管理運営はあくまで指定管理者制度の方針であるが、1つは「食」に対して沿道サービスが経営的に成り立つものか。国道307号の通行車両の客をメインとして考えるなら、この施設の管理運営をどのように考えているのか。納得いく形の提案で、悔いのない施設として十分な協議検討をして進めるようにすること。以上のことを協議検討したので、特別委員会としての提言とする。

議会はその重要な機能として、行政の基本事項を決定する団体の意思決定機能と執行部を監視・評価する機能があるということで、議会の責任が重くなったものと感じる。公共施設等のあり方について、特別委員会委員長の最終報告とします。以上、報告を終わります。

---

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩いたします。再開を40分からとさせていただきます。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時40分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---



○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで報告第7号を終わります。

---

### ◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第11 議案第88号 平成25年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 杉本幸雄君登壇〕

○総務主監（杉本幸雄君） 議案第88号をご説明申し上げます。平成25年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）でございます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,165万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億9,682万6,000円とするものでございます。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

19 ページをお願いします。「第2表 繰越明許費」でございます。商工費の湖東三山S I C周辺地域活性化施設整備事業として1億5,117万1,000円とするものでございます。

次の20 ページでございますが、「第3表 債務負担行為補正」でございます。平成26年度から5年間の指定管理者の指定に伴いますもの2件として、愛荘町郷土の偉人館・西澤眞藏記念館指定管理料487万5,000円、愛荘町体育施設指定管理料1億7,599万円、そのほかにつきましては、平成26年度予算成立までに業者選定を行わなければならない検診事業関係でございまして、健康増進事業に2,530万9,000円、結核健診事業292万9,000円、特定健康診査等事業1,390万2,000円、学校関係検診業務として以下の8件でございます。

まず、愛知中学校 95 万 6,000 円、秦荘中学校 63 万 8,000 円、愛知川小学校 123 万 9,000 円、愛知川東小学校 93 万 8,000 円、秦荘東小学校 96 万 5,000 円、秦荘西小学校 70 万 1,000 円、愛知川幼稚園 8 万 6,000 円、秦荘幼稚園 4 万 2,000 円、それぞれ追加するものでございます。

次、21 ページの第 4 表でございます。地方債の補正ですが、臨時財政対策債を 2,320 万円減額し 5 億 1,880 万円に、合併特例債も 2,240 万円減額して 4 億 1,970 万円とするものでございます。起債の方法・利率・償還の方法に変更はございません。

事項別明細書でご説明を申し上げます。24 ページをご覧ください。

まず歳入でございますが、地方特例交付金は交付決定により減収補てん特例交付金 216 万 2,000 円の追加、地方交付税についても交付決定により普通交付税 1 億 304 万 6,000 円追加、国庫支出金国庫負担金の民生費国庫負担金は、障害者総合支援給付費負担金が利用者の増加から 130 万円の追加、障害者自立支援給付費負担金（過年度分）は 24 年度分精算により 531 万 3,000 円、障害者自立支援医療費負担金（過年度分）も同様に 3 万 8,000 円、それぞれ追加でございます。

国庫補助金ですが、総務費国庫補助金は地域の元気臨時交付金 7,802 万 4,000 円追加、これは経済対策として平成 24 年度の政府補正予算により創設されましたが、決定時期が遅かったことから当初予算には計上できなかったもので、道路維持管理事業に変更をいたしました。そのため、後ほど出てまいります 26 ページの地域基盤づくり推進基金繰入金を減額いたします。

民生費国庫補助金の障害福祉費補助金ですが、地域生活支援事業補助金は、移動支援・日中一時支援・訪問入浴等の利用増加により 228 万 5,000 円の追加、障害程度区分認定等事務費補助金は、制度改正により地域生活支援事業補助金に移行したため、32 万 3,000 円の減額。

次のページの土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金は、インターチェンジ標識名称変更と湖東三山 S I C 活性化施設駐車場整備工事費を合わせて 204 万円追加。

県支出金県負担金民生費県負担金の民生委員児童委員活動費交付金は、委員改選による増員のため 1 万 9,000 円の追加、障害児総合支援給付費負担金は、利用者増による 65 万円追加。

県補助金の総務費県補助金自治振興交付金は、交付決定により 83 万 5,000 円の追加、地方バス路線維持費補助金は、角能線運行にかかる経費増加により 12 万 6,000

円追加、民生費県補助金の障害福祉費補助金は、地域生活支援事業補助金が国庫と同様に 114 万 2,000 円追加、障害者日中活動の場支援事業費補助金は、重度障害者包括支援事業補助金に含まれていたものを県単独事業とされたため 2 万 4,000 円の追加、重度障害者包括援事業補助金 2 万 4,000 円の振替分と、強度行動障害者通所支援事業に該当しないものを含め 114 万円の減額、児童福祉費補助金の子育て支援環境緊急整備事業費補助金は、秦川愛児園園舎改築事業分として 479 万 1,000 円追加、農林水産業費県補助金林業費補助金のびわ湖材利用促進事業補助金は、湖東三山 S I C 活性化施設の建設が補助対象期間内に完了しないため 500 万円の減額。

委託金の総務費委託金の参議院議員通常選挙市町村交付金は、実績によりまして 897 万 8,000 円減額。民生費委託金社会福祉費委託金の援護関係事務市町村交付金は、交付決定により 3,000 円の追加でございます。

26 ページでございます。多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成委託金は、在宅医療・介護を担うための研修経費として 39 万 2,000 円追加。

財産収入財産売却収入の土地売却収入は、法定外公共物売却収入 188 万 4,000 円追加、これは長野地先の 6 筆 489.45 m<sup>2</sup>の売却収入でございます。

繰入金の基金繰入金でございますが、財政調整基金繰入金は、今回の補正による財源調整として 1 億 1,267 万 3,000 円の減額。地域基盤づくり推進基金繰入金は、先ほどの説明のとおり、地域の元気臨時交付金の充当と、元気な支援資金貸付金、長野東の関係ですが、これが減額になったということで、合わせまして 8,382 万 4,000 円の減額とするものでございます。

前年度繰越金 6,106 万円は、今回の補正財源に充てるものでございます。

雑入の総務費雑入は、愛のりタクシーの利用率が彦根市・多賀町・甲良町の路線で大きく増えていることから当町の按分率が下がりました、湖東圏域公共交通活性化協議会返戻金が 43 万 1,000 円減額でございます。

農林水産業費雑入ですが、国営造成施設管理体制整備促進事業補助金返還金は、会計検査院の検査で愛知川沿岸土地改良区が平成 20 年度から 22 年度までの事業に計上されていた人件費の支出根拠が明確でないとされまして、人件費分の愛荘町負担分 274 万 5,000 円を返還したものでございます。地域用水機能増進事業負担金の返還金も同様に 174 万円返還されるものでございます。

27 ページの町債総務債の臨時財政対策債は、普通交付税交付決定により 2,320 万円

の減額、合併特例債は対象事業費見込により 2,240 万円の減額でございます。

引き続きまして 28 ページの歳出でございます。

総務費総務管理費一般管理費は、台風 18 号・26 号の支払い実績と今後の見込みにより時間外勤務手当 320 万円、管理職員特別勤務手当 90 万円をそれぞれ追加でございます。

財産管理費は、愛知川・秦荘庁舎ほか公共施設の維持管理に要する経費の実績見込みにより委託料 229 万 8,000 円減額でございます。

企画費の負担金及び交付金ですが、湖東圏域公共交通活性化協議会事業負担金は、愛のりタクシー利用者増により 86 万円の追加、角能線運航にかかるコミュニティバス運行対策事業補助金 70 万 2,000 円の追加、貸付金は長野東公民館新築事業にかかる元気なまちづくり支援資金貸付金、当初 1,500 万円の予定が 500 万円減額でございます。

電子計算費の電算用備品購入費は、情報系端末システム更新費等、物品調達に伴う執行残 160 万 7,000 円を減額するものでございます。

選挙費の町長町議会議員選挙費は、公職選挙法の改正によりまして指定病院等の不在者投票に外部立会人が立ち会うことになりまして、その報酬 3 万 8,000 円を計上しました。投票所の準備・後片付けと臨時職員単価改正により賃金 44 万 2,000 円、そして選挙公報と投票所一覧の印刷製本費 15 万 8,000 円、臨時電話・ファックス設置事業として通信運搬費 2 万 4,000 円をそれぞれ追加、時間外勤務手当 66 万 2,000 円の減額。そして参議院議員選挙費は 7 月 21 日に執行し支払いが完了したため、残額 897 万 8,000 円を減額するものでございます。

次に民生費の社会福祉費社会福祉総務費ですが、援護関係費交付金の増額に合わせて援護的事務費消耗品を 3,000 円追加。災害時要援護者台帳更新作業を正確かつ容易にするため住民基本データ抽出機能構築事業業務委託料 21 万円の追加、負担金補助及び交付金は、民生委員児童委員一斉改選による委員増に伴い活動費補助金及び交付金をそれぞれ 2 万円追加。老人福祉費は報償費の高齢者虐待対応アドバイザー講師謝礼 3 万 5,000 円を減額し、その代わりに次のページにあります高齢者虐待防止対策として県弁護士会と県社会福祉会が共同設立された高齢者障害者虐待対応支援ネットへの委託料 20 万 4,000 円を追加。戻っていただきまして、多職種連携による在宅チーム医療を担う人材育成事業として講師謝礼 11 万 8,000 円、委員謝礼 16 万円の追加で

ございます。

そして、次の 30 ページでございますが、旅費として講師の費用弁償 2 万円、事務用品等の消耗品費 3 万円、先進地視察研修の食糧費 5,000 円、通信運搬費 9,000 円、先進地視察研修の車借上料 5 万円の追加でございます。

障害福祉費は利用者増により役務費の手数料 6,000 円追加、グループホーム入所者の利用時間増により移動支援事業委託料 130 万円追加、日中一時支援事業においても重度障害児の利用日数が増加したため 240 万円追加。負担金補助及び交付金ですが、重度心身障害者対応型看護師配置支援事業補助金は、障害者日中活動の場支援事業費補助金に該当することから 9 万 7,000 円減額し、強度行動障害者通所特別支援事業補助金は、職員の新規雇上げ予定がないことから 218 万 4,000 円の減、在宅重度障がい者住宅改造事業費補助金は 1 件確認があったため限度額の 25 万円追加、障害者日中活動の場支援事業費補助金は、重度心身障害児対応型看護師配置支援事業補助金から振り替えにより 4 万 8,000 円追加。扶助費の訪問入浴事業費は、入院中の対象者が退院されることから 22 万 5,000 円追加。障害児施設等給付事業費は、地域生活支援事業の一部が制度改正により障害児福祉サービスに移り増加したため 260 万円追加。償還金利子及び割引料は 24 年度の障害児施設措置費国庫負担金の精算による返還金として 22 万 7,000 円追加。介護保険費の介護保険事業特別会計操出金は、介護サービス給付費および介護予防サービス計画費の増額補正に伴う町負担分として 112 万 5,000 円の追加でございます。

次の 31 ページですが、児童福祉費児童福祉総務費の負担金補助及び交付金は、秦川愛児園園舎改築事業補助金 59 万 3,000 円の追加。衛生費保健衛生費保健衛生総務費の賃金は、保健師 1 名が退職したため、臨時保健師雇上げ賃金として 13 万 1,000 円の追加。負担金補助及び交付金は不妊治療費助成事業補助金の相談状況から 100 万円の追加。健康増進事業費は 24 年度の感染症予防事業費国庫負担金の額の確定に伴う返還金 53 万 3,000 円の追加。

農林水産業費の農業費農地費ですが、償還金利子及び割引料は、歳入でご説明申し上げましたが、愛知川沿岸土地改良区にすする国営造成施設管理体制整備促進事業補助金返還金の愛荘町分 206 万円追加。

商工費観光費は湖東三山 S I C 地域活性化施設整備事業監理業務委託料ですが、工事請負費の増額により 30 万円追加。そして 32 ページの工事請負費は、建設物価の上

昇と消費増税に伴います設計額増額により 1,280 万 2,000 円の追加でございます。

土木費の道路新設改良費ならびに道路維持費は、財源更正でございます。

消防費の非常備消防費は災害時の食糧費として 8 万 6,000 円、防災対策費は災害に備えての地上デジタル放送対応テレビ設置工事設計業務委託料 47 万 3,000 円、工事請負費は災害用テレビアンテナ設置工事費として 77 万 3,000 円、備品購入費は災害用テレビ購入費 120 万 8,000 円の追加でございます。

教育費の教育総務費教育振興費の委託料ですが、ALT の派遣委託料の入札による執行残 297 万 6,000 円の減額でございます。

33 ページの小学校費学校管理費は、愛知川東小学校の正面玄関から入ったところの中庭のガラス修繕にかかる施設修繕料 9 万 5,000 円の追加。社会教育費の図書館費備品購入費ですが、故障による掃除機の補充とカーペット専用掃除機追加として 7 万 9,000 円の追加でございます。

34 ページは補正予算の特別職の給与費明細書でありまして、35 ページは一般職の給与費明細書でございます。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（本田秀樹君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。15 番、辰己 保君。

**○15 番（辰己 保君）** 15 番、辰己。圏域の公共交通、先ほど形成協定の問題に関わってになるのですが、公共交通の分野については、検証を行った財源、財源の項が、財源については検証するという書き方がされているわけです。

というのは、今の補正予算で出ているのは、全体のパイそのものが増額になった。説明ではややこしいです。彦根市の利用が多くなって、全体の負担割合が愛荘町の場合少なくなったと。だから返戻金が、結果としてはマイナス補正が起こっておると。あかたも彦根市そのものが多くなってどうなのか。もう少し説明の部分で、協定で運営をしている実態、要するに財源負担、そうしたものも含めて、結果としてそれは、ここの公共交通ではそういう意味では負担金が逆に増えているというのは、全体の利用量が、1 市 4 町の利用量が増えているというふうに見るべきなのか。そもそもどういうことなのか。

なぜこういう話しをするかということ、どういう検証をされているのかということ、利用しないまちが結果として負担は増えている。パイが増えることによって。ということは、大きなまちが結果としては人口そのものが多いわけですから、それは利用者が

増えるわけです。そもそも最初の負担率はどういうふうになっているのか。そういう検証までもされているかどうか。1,000万円しか負担、負担金は想定は1,000万円しか要らない、当初予算では。しかし、利用が上がってきて1,200万円に引き上げた。当然、負担が増えたから返戻金は減額。ところが、パイそのものが膨らんだから負担金が増額という解釈になるのか。そもそも、その円形そのものの割合を常に、人口割でいっているのかどうか。そうした検証が、「検証して決める」と書いてあります。そういう検証もできているかどうか。単に利用が増えて、彦根市の人口に伴って増えて、それを皆さんで負担しようというのか、そこの説明を願いたい。

○議長（本田秀樹君） 総合政策主監。

○総合政策主監（林 定信君） 質問にお答えいたします。

路線ごとの、各、彦根市・甲良町・多賀町、豊郷町の路線ごとで算出されておりました、今回の愛のりタクシーの増額につきましては、1つは今年度の8月10日にタクシーの16年ぶりの改定がございまして、8%ちょっと上がっております。利用者の増ならびにタクシーの運賃値上げ分が影響で支出が増えたということと、返戻金については、そういう中で、細かな計算内容はちょっと覚えてございませんけれども、主な理由としてはそういうことになるのではないかと考えていますし、彦根市とか甲良町が増えたから愛荘町ということではなくて、全体で支出の増で、そういう支出等の影響でマイナスになったと把握しております。

○議長（本田秀樹君） 15番、辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 15番。今の説明でいくと、路線ごと、要するに愛荘の場合なら3路線、要するに協定でいけば彦根市と愛荘町が協定を結ぶわけです。その中に1市4町がそれぞれに、1市対4町がそれぞれ協定を結ぶ。全体としてこの協定の理屈からいけば、それぞれが協定を結んで、皆さん協定を結びましたから、1市4町でこの公共交通について進めていきましょうという、過疎地もしくは不便な地域を公共交通で補っていきましょうと言う目的であるかと思います。それはあくまで想定というか、理論としてはそういうふうに進んでいたと。

結局は不便な地域、公共交通を、愛荘町も蚊野線を廃止している、廃線している。そのための彦根よりフォローしていく。そういう協議がなされたと思います。

だから、そういうふうにして、今の説明でいけば、1路線、路線ごとがどうであったかという検証をしたという答弁になるのです。路線ごとがどうであったのかと。だ

から、彦根市と愛荘町が協定を結ぶ。じゃあ、その協定は稲枝駅までは愛荘町に、稲枝駅から病院へ行くには、彦根市に今度カウントされるわけです。それは愛荘町の路線ではないからです。じゃあ、その時に愛荘町の負担はどういうふうに変化しているのかということです。そういう検証などはされているかどうか。「検証する」と書いてあるから、協定書に。実証して検証していくと。そういう検証をしたうえで今決めているのか。今言われたのは、大きな要因はタクシー料金が上がったからだ。じゃあそれでその説明でいいわけです。パイそのものが膨らんだので、それに対して申し訳ないけど負担金が増えましたと。しかし、負担割合はどうなっているのか。各路線ごとにお互いが協議し合っている。もしくは全部、各路線ならパイははっきりしてくる。しかし、そこには重複している部分、だから私はあえてこのグラフそのものを100として説明した。それなら不便な地域の対策にはつながっていかないですよということで、どういう検証をされているのか。もう少しそこは説明がいます。

○議長（本田秀樹君） 総合政策主監。

○総合政策主監（林 定信君） 国庫補助につきましては、この運営をしていただいておりますタクシー会社の一括収入がございまして、その収入を報告していただいて、各路線ごとで一定の式がございまして、その按分率に従って愛荘町にも割り当てされることになっております。

○議長（本田秀樹君） 15番、辰己 保君。

○15番（辰己 保君） なかなかこれは見えない部分なので、非常に、要するに協定を結んだら4,000万円交付金が下りてきたとかいう、事業ごとにそうした補助金がおりてきているのだろうというふうに解釈できるのですが、それはそれとして、タクシー会社の路線ごとにどれだけいったかは、会社から、委託会社から明細書がくると。その按分をしているという言い方になると、結果としてはその路線ごとに、1市1町との按分をしているという解釈になるのですが、そういう解釈でいいということですね。

○議長（本田秀樹君） 総合政策主監。

○総合政策主監（林 定信君） その按分、1市4町なんですけれども、例えば愛荘町には甲良からの線が入ってきておりまして、それにつきましては甲良の負担分という形になっております。各路線につきましては、この部分については甲良町、この部分については愛荘町という、愛荘町に入り込んでいる部分についてもそういう形になっ



ておりますので、それぞれの路線について率が決まっています。その合計按分率で返還金が定められると、そういう形になっております。

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時23分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。総合政策主監。

○総合政策主監（林 定信君） 辰己議員のご質問にお答えをいたします。

まず、各市町の負担金について説明させていただきます。これにつきましては、各利用の詳細な利用実績がわかっておりますので、例えば愛荘町のある地域から豊郷に向かわれたものについては愛荘町の方の利用、あるいは豊郷の地区からのものであれば豊郷の利用という形で、それぞれ始点・終点という形で、どの町の利用かという形で各町の負担が決まっています。

国庫補助金の按分率につきましては、そういう形で各市町1市4町に出された合計額、市町の負担額の合計額がございます。その合計額の率に従いまして国庫補助金も割るということございまして、例えば多賀の利用が増えてきますと、国庫補助金が一定の額の中で、その負担が15~20になりますと国庫補助金も5%増えるという形になりますので、各市町の利用が増えてまいりますと、その分、率として愛荘町の分が減ると、そういうことございまして。

○議長（本田秀樹君） よろしいですか。15番、辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 15番。何が言いたいのかと言えば、圏域の協定の中でいろいろな事業をしているけれども、実際は、我々はわかりにくいということをまず申し上げたい。ですから、先ほどの火葬場の問題でも、なぜわざわざそこに組み込まなければならないのかということをお問うたのです。

交付金もしくは補助金が90%というのと、合併特例債の活用とよく似てくる。90%見てもらって返還が70か75%、そういうふうな仕組みになっていて、私が言いたいのはこの圏域形成は、合併に準じた扱いをしている、そういうことを認識をみんながしていないと、合併したまちと違って準じているまちは、そのところがわかりにくくなる。だから1市4町でそういうことを協議してはやっていく。実際、何が中身でやられているのかはわからない。だからそこが一番大事なところで、我々は注意をしていかなければだめだということを、あえてこの質問に、質疑を通して喚起をさせても

らっているという、そういう場に使っている。まさに公共交通が、我々は返戻金、負担に対する率の割合、按分率がどうのこうのと、だから当然増えれば国庫も増えるけれども、実際は負担金が増えていく。チェックということやらも、そういう事務的な話はあるわけですが、実際問題、それがどういうふうに、我々のこの場で訴えることによって、どういう協議がなされているか、検証がなされているのか、そこが大事である。

じゃあ、本当に不便なところほど使われにくくなる。もっと言えば、あの路線バスのように、あまりにも利用が悪ければ、その路線は廃止していこうかというふうな協議に発展しかねないから注意をしていかなければならない。ものすごくよいように言っているけれども、実際はその中の協議はそこでしかされていないから、住民の声が届かないから、しっかりとここで、協議会は住民代表も入っておられると思うけれども、そうしたところまで踏み込んだ検証をされているかどうか。自らもそういうことを「検証」という言葉が入っているわけです。だからあえて強く訴えたわけです。

だからもっと再度、そうした全体を見た、要するに愛荘町でも病院とか駅とか使うのが多いのだと言っている。しかし、それ自体もあなたの方針と大きく違う。高齢者の社会参加がしにくい、しやすくするための環境を整えるためにも、こういう公共交通を整備していきたいといいながら、実際の運用はそうになってない。そうした問題を検証してくださいということなんです。

町長、町長自らもこれにサインされていて、そうした意味で公共交通が起こって、実際は蚊野線が明らかにされた。じゃあ、それに代わるものは愛のりタクシーに設置して、そういう問題を解消していくと。路上バスは道の上でバス停があって、愛のりタクシーはまだ近くまで来てもらえるし使いやすいですよということでサインされたわけですから、そういう問題を注意していくということの、我々も見えないのです。ですから、できるだけそういう住民に活かされる圏域形成の協定を進めていくという言葉くらいはいただきたい。

**○議長（本田秀樹君）** 町長。

**○町長（村西俊雄君）** 愛のりタクシーは、確かに利用が非常に多くて、当初は確か金剛輪寺線というのは圏域の中でもトップクラスの利用があったと思います。

先ほど来、甲良が増えてきたとか、まあまあ徐々に追いついてきたという感じがいたします。最初は非常に愛荘町の利用は最初から高かった。そういうこともあって他

のところのびてきた感がある。総体的に見るとバス路線が廃止になってこういう方向に代わってきましたけれども、これは空車は1台も使ってなく、必ず100%利用がある。そういった意味で効率的でバスに補助していたよりもこちらの方で運用している方が、無駄のない運用をしていると思っています。圏域全体しっかりと、その辺は協定で結ばれていますから、どこが特、どこが村となっていると思っています。今後も適切な運用がされればと思っています。

○議長（本田秀樹君） ほかに質疑はありませんか。9番、西澤久仁雄君。

○9番（西澤久仁雄君） 9番、西澤久仁雄です。まず簡単な質問をして、あと総括的な質問をお願いします。

31ページの民生費の秦川愛児園園舎改築事業補助金、これ、前、1億3,347万円が出てまして、そのあとの金だと推測します。この59万3,000円は何に、設計変更なのか、追加工事によるものか、なぜこの金額をあげられたのか、お尋ねします。

○議長（本田秀樹君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（川村節子君） 西澤議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

乳児室の増設に伴いまして、渡り廊下の増設に伴う消防法の関係で、それに伴う設備経費でありますとか、移動式収納庫との設計変更がございまして、全体で増額になっております。

ちょっと詳しく言わせていただきますと、この補助金でございますが、当初、事業費といたしましては1,918万6,000円を見込んでおりましたが、今回、補助基本額が2,637万2,108円に変更になっております。

当初この補助金につきましては、国の制度がいろいろ変わっておりまして、当初予算では3分の1の予算化をさせていただいておりましたが、今回、制度設計によりまして補助金の補助率が12分の1に変わっております。町の負担金の方が減った形になっておりますので、歳入では400万円程度増しておりますが、歳出の方では59万3,000円の増額になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 9番、西澤久仁雄君。

○9番（西澤久仁雄君） 9番、西澤久仁雄です。そういうこと、途中で変更があったということわかりました。これ最後の議会となることなら願いを申し上げておきますけれども、結局、建築にしても電気にしても土木にしても、いろいろな専門分野

の町職員があまりにも足りすぎないという私は感覚を持っております。何事もある程度の専門性を持った人、町職員が一生懸命やっておられるのはよくわかりますけれど、何せぐるぐる回ってしまうと「広く浅く」になってしまいます。そういう懸念が小さい地方自治体には往々にして見られますけれども、愛荘町でもその辺を一步踏み出した町職員さんの教育と言いますか、専門性と言いますか、そういうものを重きに見ていただくと、ある程度の、全部とはいきませんが、ある程度の知識を持った方をそこそこの対応ができるという私は感覚持っておりますので、大きいところは専門性の高い方がおられますけれども、小さい地方自治体は案外無理なところもありますけれども、そこを曲げていろいろな専門知識を持った職員さんを置いてもらうというのが私の願いですので、ここ1点をながめてどうのこうのとは言いませんけれども、何事につけても専門性ということを重きにおいていただきまして、町職員さんがわからないところは、若い方は先輩諸氏に習って勉強されると。悪い言葉で言えばどんぐりの背比べになります。成長がないということを私は思っています。やはり飛び抜けた人がおられましたら、それなりにまた、一生懸命頑張ろうという職員さんは、それに倣って一生懸命勉強されるということだと思いますので、これ1点でなくて全体とした専門性ということを、結局、今後そういう方向で進んでいただきたいなと思っておりますので、3月4日で町長も我々議員も改選されますので、けれども、今の思いとして町長はどう思っておられるか、その辺を伺います。

**○議長（本田秀樹君）** 町長。

**○町長（村西俊雄君）** 今、西澤議員がおっしゃいましたことと、全く私も同感であります。組織の変更、人事異動の際、最も気をつけなければならないという点でありますけれども、今のところ少数精鋭的で、できるだけ職員を少ない人員でやっていこうと思えますと、プロフェッショナルを育てないとなかなか専門性が確保できないということから、最新の中では若い人も含めてできるだけそこにいてもらうというか、短期での異動は控えて、プロフェッショナルを育てていくということは非常に大事だと思います。

いろいろなところに研修に行ってもらったり、あるいは出向もできるだけ視野を広げて、積極的に派遣をしているところです。

そうした経験を活かして、そして、それぞれの職場で活かしてもらうということで、また職員の採用におきましても、今は専門職員を中心に拡充をいたしております、

多職種になってきております。できるだけ事務的な職員は最小限度に押さえて、その道のプロを育てていくというのは非常に今の時代は大事なことでありますので、それは思います。

管理職にあっても同じことが言えるのですが、どんどん退職していきましますし新陳代謝が激しい中で、今の部分も十分留意して配置していかないと、ミスマッチを起こすということになってきますので、組織運営のうえで大事なところでございます。

○議長（本田秀樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより議案第88号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第88号 平成25年度 愛荘町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎延会の宣告

○議長（本田秀樹君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

---

### ◎休会の宣告

○議長（本田秀樹君） お諮りします。議事の都合により、12月6日から12月19日までの14日間、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、12月6日から12月19日

までの14日間、休会することに決定いたしました。

再開は、12月20日金曜日です。当日は午前8時30分から議会運営委員会、午前9時30分から全員協議会、午前10時30分から本会議を再開する予定ですから、よろしく願いをいたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

休会 午前11時40分